

日本ハンドボールリーグ 期限付移籍契約書

（以下「移籍元チーム」という。）、（以下「選手」という。）および（以下「移籍先チーム」という。）は、選手の期限付移籍に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 [移籍]

移籍元チームと移籍先チームとは、選手の同意に基づき、____年____月____日から____年____月____日までの期間、当該選手を移籍先チームに期限付移籍させることに合意する。

第2条 [移籍先チーム選手契約の優先]

- 選手が移籍先チームに移籍している期間（以下「移籍期間」という。）においては、移籍先チームと選手の間に締結される契約（以下「移籍先チーム選手契約」という。）が、移籍元チームと選手の間に締結される契約（以下「原契約」という。）に優先し、移籍先チーム選手契約のみが適用されるものとする。
- 原契約の有効期間は、移籍先チーム選手契約によって影響を受けないものとする。

第3条 [移籍期間中の報酬等]

- 移籍先チームと選手は、移籍期間中の報酬等について移籍先チーム選手契約を締結するものとする。
- 移籍先チーム選手契約に定める基本報酬額は、原則として原契約と同条件とする。
- 選手は、交通費、宿泊費および引越費用の実費を、移籍先チームに移籍するときは移籍先チームに、移籍元チームに再移籍するときは移籍元チームにそれぞれ請求することができる。

第4条 [移籍補償金]

- 移籍期間満了後であって原契約の期間満了前に選手が移籍先チームに完全に移籍する場合には、移籍元チームは、移籍先チームに対し、移籍元チームと移籍先チームとが合意した額を移籍補償金として請求することができる。ただし、原契約の期間満了後に完全移籍する場合にあっては、移籍補償金は発生しないものとする。
- 前項の規定に基づき移籍補償金を請求された移籍先チームは、移籍元チームに対し移籍補償金を支払わなければならない。

第5条 [原契約の更新手続き]

移籍期間中に原契約の契約期間の満了により更新の手続きを行う必要がある場合には、移籍元チームが必要な諸手続きを行うものとする。ただし、移籍元チームおよび移籍先チームならびに選手の三者において、当該満了の前に完全移籍に係る合意が行われている場合には、移籍先チームが行うものとする。

第6条 [メディカルチェック]

- 移籍先チームは、移籍期間の開始前に、移籍の対象となる選手に対し、移籍元チームが同意する医師によるメディカルチェックを受けさせることができる。
- 前項に規定するメディカルチェックの結果、選手が移籍先チーム選手契約の義務を十分に果たせないと移籍先チームが判断した場合は、本契約を即刻解約することができる。
- 移籍元チームは、移籍期間の満了前に、移籍の対象となる選手に対し、移籍先チームが同意する医師によるメディカルチェックを受けさせることができる。

第7条 [選手の疾病および傷害]

移籍期間中における選手の健康管理、疾病および傷害の予防ならびに治療については、移籍先チームがその責任を負う。

第8条 [再移籍]

- 移籍期間中において、第6条第3項に規定するメディカルチェックにより、選手がハンドボール選手としての運動能力を著しく損なうことが判明した場合には、移籍元チームは、その判断により選手を再移籍させないことができる。
- 移籍元チームが前項に規定する判断を行った場合、原契約残存期間の移籍元チームの基本報酬支払い義務は、移籍先チームが移籍元チームに代わって履行する。ただし、移籍元チームが支払うべき成果報酬等の報酬についてはこの限りではない。

第9条 [保管]

本契約書は正本3通を作成し、移籍元チームおよび移籍先チームの代表者ならびに選手が署名し、それぞれ1通ずつを保管するものとする。

契約締結日：____年____月____日

移籍元チーム

(住所)

(チーム名)

(代表者名)

印

移籍先チーム

(住所)

(チーム名)

(代表者名)

印

選手

(住所)

(氏名)

印

選手の法定代理人（親権者または後見人）※未成年の場合

(住所)

(氏名)

印